

図書館と指定管理者制度、 いったい何が問題？

指定管理者制度
って、十二？



市民の税金で作られた公共施設は、みんなが誰でも平等に使えるよう、公正に運営されなければなりません。そこで管理・運営は市が直接行う「直営」方式か、委託する場合は、市が出資する財団や公的団体等への「管理委託」方式によることが、法律で決められていました。

それを、2003年の法改正で「管理委託」を廃止し、民間事業者（株式会社やNPO法人など）でもできるようにしたのが「指定管理者制度」です。市が議会の議決を経て、特定の事業者を「管理者」として「指定」するので、「指定管理者制度」と呼ばれます。

なぜ、指定管理者
制度ができたの？



「構造改革」とか「規制緩和」
「官から民へ」などの言葉、聞いたことがありませんか。

日本は1990年代はじめからずっと長引く経済不況と財政難に苦しんでいます。そこで、国は

これまで国や都、市区町村が行うと決められてきた仕事を、できるだけ民間に開放しよう。そうすれば、経済も活性化するし、国や都、市区町村も仕事が減って経費の削減ができる、と考えたのです。

小泉内閣のころから、「郵政民営化」などの政策が強力に押し進められてきました。指定管理者制度も、そうした延長線上に作られたのです。



管理委託と指定管理
では何が違うの？

まず何よりも大きな違いは、先にも述べたように、これまでできなかった民間企業などが、市の施設の管理・運営に参入することができるようになったことです。

それから、管理委託の場合は市が委託する相手と「契約書」を交わすのに対して、指定管理では市は事業者と「協定書」を交わす点が異なります。「契約」ではなく、「行政行為」なのです。

協定では、指定期間や管理業務の内容、何か損害が発生したと



きの責任分担などが細かく決められます。

そして、もっとも重要な点は、委託ではできなかった施設の使用許可や有料施設では使用料を事業者の収入にできる権利など、大幅な管理・運営権が事業者に委ねられます。

どんな施設が対象なの？

総務省による最新の調査(2018年4月1日現在)によれば、全国の市区町村で指定管理が導入されている施設の総数は61,906施設で、内訳は以下の通りです。

① レクリエーション・スポーツ施設

(体育館・プール等 13,742 施設 / 全体の 22.2%)

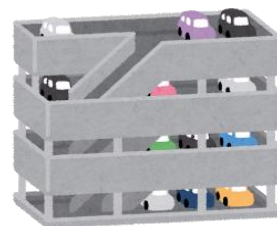
② 産業振興施設(産業情報提供施設・展示場等 6,234 / 10.1%)

③ 基盤施設(公園・公営住宅・駐車場等 17,420 / 28.1%)

④ 文教施設(図書館・博物館・公民館等 13,695 / 22.1%)

⑤ 社会福祉施設(病院・介護施設等 10,815 / 17.5%)

合計(61,906 / 100%)



指定管理を導入している図書館は、どのくらい？

日本図書館協会による最新の調査(2018年4月1日現在)によれば、全国の市区町村立図書館 3,219 館のうち、2017年度までに指定管理を導入している館は、238 自治体、551 館(17.1%)です。

指定管理の図書館にすると、どんなメリットがあるの？

多くの市区町村が、①民間事業者の柔軟な発想による「サービスの向上」、②効率的・効果的な運営による「経費の節減」の2点をメリットとしてあげています。



メリットがすんなり実現できれば良いのですが、図書館という仕事の性質上、いろいろと心配なことがあるんです。

例えば、次のようなことです。

良いと思うけど、何か問題があるの？

① 無料の図書館 VS 営利目的の民間企業

図書館は無料施設ですから、事業者が市民から利用料金を取ることはできません。そこで事業者は、市が支払う指定管理料から、なんとか遣り繰りして収益を上げるほかないのです。



でも、市は運営経費の削減がねらいですから、指定管理料は直営の時よりも低く支払うのが普通です。

そうすると事業者は、契約社員など職員の人件費をできる限り安くするとか、図書館にとって重要でも、外から成果の見えにくい地味な業務(例えば、地域・行政資料の積極的な収集、蔵書構成への日常的な目配り、書誌データのケアなど)には余手を掛けないようにして、利益を生み出すことになりがちなのです。

② コツコツと積み上げることが命の図書館 VS 期間限定で成果を出さなければならない指定管理者

図書館と新刊書店や「ブックオフ」との違いは、森羅万象、あらゆる分野の新刊から基本図書、入門書から専門書まで、奥行きのある蔵書が体系的に、整然と集積されていること。



そして、市民の役に立とうとする意欲ある専門職(司書)集団によって、いつでも市民のサポートができるところにあります。そのための充実した蔵書も、司書の専門的な知識も、長い年月コツコツと経験を積み重ねることによって、やっと作られるものです。

指定期間が通常 3 年から 5 年と決められている指定管理者制度では、こうした図書館の継続性や専門性が保障されないのです。

③ 運営に責任を持つのは市、それとも事業者？

図書館では日々様々な出来事が起こります。また、利用者からも

いろいろな声が寄せられます。「わが家の近所にも移動図書館車に来てほしい」「新しく入る本数が少なすぎる」、中には「こんな怪しからん本をなぜ置いているのか」といったクレームが寄せられることもあります。

こうした声に、責任を持って回答するのは、市でしょうか、それとも事業者でしょうか。なかなか回答が来なかったり、たらい回しにされるようなことが、起こるのではないのでしょうか。

④ その他にも、こんな心配事が……

例えば、事業者の管理運営に市や議会のチェック機能がどこまで働くのか、事業者が市民よりも市役所の方に顔を向けがちになるのではないかと、個人情報管理は大丈夫か、職員が長く働き続けられる環境は作られるのか etc…。



いろいろと問題があるのに、市はなぜ制度導入を進めようとするの？

それでも導入を進めようとするのは、市の財政が苦しいので、公務員数を減らして人件費を削減したいというのが本音です。

それだけではちょっと具合が悪いので、開館時間が長くなるとか、サービスの向上も可能と言っているのでしょう。

でも、指定管理者制度を導入した図書館の実態を調べてみると、導入から数年すると貸出冊数はだんだん減少して、反対に指定管理料など市が負担する運営経費の総額は、だんだん膨れ上がっているところが多いのです。つまり「サービスの向上」と「経費の節減」ではなく、反対に「サービスの低下」と「経費の増加」になりかねません。

リクエストした本が手元に届くまで、何カ月も、時には一年以上も待たされた経験はありませんか。

いま町田の図書館の資料購入費は、市民1人当たりで多摩地域30市町村の最下位まで削減されています。

図書館の運営経費は、2018年度決算額でみると一般会計総額のわずか0.8%にすぎません。民主的な社会を支える情報拠点として、毎日大勢の市民が利用する図書館の維持費として、これはあまりにも貧弱な額ではないでしょうか。

それが、さらに減らされようとしているのです。

この頃、新しい本が、
図書館にあまりないの
はなぜ？



でも、市にお金がないん
じゃねえ・・・？
いいえ、あるのです！

市の財政が苦しいのは事実です。でも、だからこそ、どこに、どのようにお金を使うかが大切でしょう。

市長が何にお金をかけようとするか、つまり「政策選択」の問題なのです。

町田市はこのところ、南町田や野津田公園などの大型開発、スポーツ施設の拡充、新たな国際工芸美術館など、「賑わいづくり」（集客）を当て込んだ施策には、たくさんのお金を投入することにしています。

反対に、市民の日常生活に密着した歴史や文化、生涯学習に関わる施設や事業は、どんどん縮小する方向のようです。その結果が、市立博物館の廃止や図書館サービスの縮小計画で、さらに町田駅周辺の集会施設なども「見直し」（整理統合？）が進められようとしています。

「賑いのある町」も大切ですが、「住んでいて良かったと思える町」とはどういうものか、ここはみんなできっとりと考える必要がるのではないのでしょうか。



私たちは、町田市立図書館への指定管理者制度導入に、絶対反対です！！

2020. 1. 31

町田の図書館活動をすすめる会／鶴川図書館大好き！の会／NPO法人まちだ語り手の会／町田の学校図書館を考える会／まちだ未来の会

